

特定非営利活動法人 CAP みしま・大阪 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は特定非営利活動法人 CAP みしま・大阪（キャップみしまおおさか）と称する。

(所在地)

第2条 この法人は主たる事務所を高槻市に置く。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 この法人は、子ども、学校、地域に対してエンパワメントを理念とする CAP プログラム(子どもへの暴力防止プログラム)を提供することにより、学校、家庭、地域の3者が連携して、子どもが「安心して、自分に自信をもち、自ら選ぶ自由をもって」くらすことのできる社会の実現を目指し活動するものである。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は前条の目的を達成するために、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1)社会教育の推進を図る活動
- (2)地域安全活動
- (3)人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (4)子どもの健全育成を図る活動
- (5)前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- (6)男女共同参画社会の形成の促進を図る活動

(事業)

第5条 当法人は第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1)CAP プログラム（子どもへの暴力防止プログラム）の実施およびそれを円滑に行うための事業
- (2)質の高いプログラムを提供するための各種研修、講演の開催、またはそれらに参加する事業
- (3)CAP に関する情報提供並びに情報収集、広報、出版事業
- (4)CAP についての地域の連携を促進する事業
- (5)類似の目的を持つ団体・個人との交流と情報交換を図る事業
- (6)子どもの気持ちを聴く、キッズ・ヨガ、手話など子どもをエンパワメントする事業
- (7)その他当法人の目的達成のために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 当法人の会員は次の2種とし、正会員をもって、特定非営利活動促進法（以下「法」という）上の社員とする。

(1) 正会員

この法人の目的に賛同して、この法人の入会手続きを経て、入会を承認された個人及び団体。

(2) 賛助会員

この法人の目的に賛同し、その活動を支援しようとするもので、この法人の入会手続きを経た個人または団体。

(会員の権利)

第7条 この法人の会員は、この定款に別に定めるもののほか、この法人の目的達成に必要なすべての事業に参加する権利を平等に享有する。

(会員の義務)

第8条 この法人の会員は、この定款に別に定めるもののほか、定款その他の規則を順守し、この法人の目的達成に必要な義務を負う。

(入会)

第9条 この法人に正会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2、理事長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

3、賛助会員になろうとするものは、理事長が定める入会申込書により、理事長に申し込むことにより入会することができる。

(会費)

第10条 会員は総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員資格の喪失)

第11条 この法人の会員は次の事由のいずれかに該当するときは、会員資格を喪失する。

(1)この法人が解散したとき

(2)退会届を提出したとき

(3)当人が死亡したとき、または会員である団体が消滅したとき

(4)正当な理由なく会費を滞納し、催促をうけても応じず、2年以上会費を納入しないとき

(5)除名されたとき

(退会)

第12条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第13条 この法人の会員が次の各号の一つに該当するときは、総会の3分の2以上の議決により、その会員を除名することができる。

(1)この法人の定款に違反したとき

(2)この法人の名誉を傷つけ、またはこの法人の目的遂行に反する行為をしたとき

2、前項の規定により、会員を除名しようとするときは、その会員にあらかじめ通知するとともに、除名の議決を行う総会において、弁明の機会を与えなければならない。

(会費等の不返還)

第14条 既に納入した会費その他の金品は、これを返還しない。

第4章 役員

(種別および定数)

第15条 この法人には次の役員をおく。

(1)理事 3名以上5名以内

(2)監事 1名以上2名以内

2、理事のうち1名を理事長、1名を副理事長とする。

(選任等)

第16条 理事及び監事は、総会において選任する。

2、理事長及び副理事長は理事会において、理事の互選により選出する。

3、役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは3親等以内の親族が1人を越えて含まれ、または当該役員並びにその配偶者および3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4、監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第17条 理事長はこの法人を代表し、業務を総括する。

2、副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3、理事は理事会を構成し、業務を執行する。

4、監事は次に挙げる業務を行う。

(1)理事の業務執行の状況を監査すること。

(2)この法人の財産の状況を監査すること。

(3)前2号の規定による監査の結果、この会の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること。

(4)前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5)理事の業務執行の状況またはこの会の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第18条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2、前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

3、補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残任期間とする。

4、役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第19条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第20条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1)心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき

(2)職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第21条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2、役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3、前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第5章 事務局

(事務局)

第22条 この法人は、事務処理及び事業の運営を円滑に進めるために事務局をおく。

2、事務局は、事務局長1人及び事務局員若干名を置く

- 3、事務局長は理事長が任免し、総会で承認する。事務局員は理事長が任免する。
- 4、事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第6章 委員会等

(委員会等)

第23条 この法人は、法人の目的に沿った事業の円滑な遂行を図るため、運営委員会および専門委員会等（以下「委員会等」という）の委員会を置くことができる。

(組織および運営)

第24条 委員会等はその定められた事業について、調査・企画・運営・実施にあたる。
2、委員会等に関する規定は理事会の決議を経て別に定める。

(運営委員会の細則)

第25条 運営委員会の組織および運営に関し必要な事項は理事会の議決を経て別に定める。

第7章 総会

(種類)

第26条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第27条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第28条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1)定款の変更
- (2)解散
- (3)合併
- (4)事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5)事業報告及び活動決算
- (6)役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7)入会金及び会費の額
- (8)借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く）その他新たな義務の負担および権利の放棄
- (9)事務局の組織及び運営

(10)その他運営に関する重要事項

(開催)

第 29 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2、臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1)理事長が必要と認め、召集の請求をしたとき。
- (2)正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって召集の請求があったとき。
- (3)第 17 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から召集があったとき。

(召集)

第 30 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が召集する。

2、理事長は、前条第 2 項第 1 号および第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を召集しなければならない。

3、総会を招集する時は、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 31 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 32 条 総会は、正会員総数 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 33 条 総会における議決事項は、第 30 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2、総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の 3 分の 2 以上をもって決する。

(表決権等)

第 34 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2、やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3、前項の規定により表決した正会員は、第 32 条、第 33 条、第 35 条第 1 項および第 53 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4、総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 35 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
 - (2) 正会員総数および出席者数（書面表決者および表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要および議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2、議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

第 8 章 理事会

（構成）

第 36 条 理事会は理事をもって構成する。

（権能）

第 37 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（開催）

第 38 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の過半数から会議の目的である事項を記載した書面をもって召集の請求があったとき。
- (3) 第 17 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から召集の請求があったとき。

（招集）

第 39 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2、理事長は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3、理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 10 日前までに通知しなければならない。

（議長）

第 40 条 理事会の議長は、理事長または理事長が指名した者がこれに当たる。

(議決)

第 41 条 理事会における議決事項は、第 39 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
2、理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 42 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。
2、やむを得ない理由のために理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は FAX、E メールをもって表決することができる。
3、前項の規定により表決した理事は、第 41 条および 43 条第 1 項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
4、理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることができない。

(議事録)

第 43 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1) 日時及び場所
(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつてはその旨を付記すること）
(3) 審議事項
(4) 議事の経過の概要及び議決の結果
(5) 議事録署名人の選任などに関する事項
2、議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

第 9 章 資産および会計

(資産の構成)

第 44 条 この法人の資産は、次の各号に挙げるものを持って構成する。
(1) 設立当初の財産目録に記載された資産
(2) 会費
(3) 寄附金品
(4) 財産から生じる収入
(5) 事業に伴う収入
(6) その他の収入

(資産の管理)

第 45 条 この法人の資産は、理事長がこれを管理し、その方法は総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 46 条 この法人の会計は法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び収支予算)

第 47 条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 48 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2、前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 49 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2、予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 50 条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、暫定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 51 条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2、決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 52 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 10 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 53 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解 散)

第54条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立認証の取り消し

2、前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3、第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第55条 この法人が解散のときに有する財産は、総会において出席した正会員の4分の3以上をもって決した当法人と同種別の目的を有する特定非営利活動法人、公益社団法人又は公益財団法人に譲渡するものとする。

(合併)

第56条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を得なければならない。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第57条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載しておこなう。なお、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合は、内閣府NPO法人ポータルサイトに掲載して行う。

第12章 雑則

(細則)

第58条 この定款の施行について必要な細則は、本定款に定めるものの他、細則として、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

第13章 附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げるものとする。

理事長	名島	由紀子
副理事長	中村	美紀子
理事	岡井	寿美代
理事	森田	薫
理事	木下	由美子
監事	滝森	裕子
監事	牧野	由紀子
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 18 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から 2019 年 3 月 31 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 47 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 52 条の規定にかかわらず、成立の日から 2018 年 3 月 31 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第 10 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

年会費	(1)正会員	10,000 円
	(2)賛助会員	一口 2,000 円